

第12号様式（第10条関係）

収入証紙貼付欄

令和2年 月 日

保健所長 殿

〒  
住 所 大島郡

(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 電話

フリガナ

氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

印

営業許可申請書（新）

食品衛生法第52条第1項の規定により営業の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

営業所の所在地	〒891-9102 大島郡和泊町喜美留545-1（笠石海浜公園内駐車場）	
営業所の名称、屋号又は商号	第39回花の島沖えらぶジョギング大会	
営業施設の大要	別紙のとおり	
許可番号及びその年月日	営業の種類	備考
	喫茶店（臨時）	令和2年3月15日
申請者の欠格条項	食品衛生法又は同法に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しないこと。	なし
	食品衛生法第54条から第56条までの規定により許可を取り消され、その取消日から起算して2年を経過しないこと。	なし

注1 記載要領

- 字は、インク等を用い、かい書ではっきりと記載すること。
- 許可番号等の欄は、継続許可の場合のみ現に受けている許可番号及びその年月日を記載すること。
- 申請者の欠格条項の欄は、法人にあってはその業務を行う役員を含むものとし、当該事実がないときは「なし」と記載し、あるときはその内容を記載すること。
- 氏名を自筆で記入したときは、押印は省略することができる。

2 添付書類

新規許可の場合

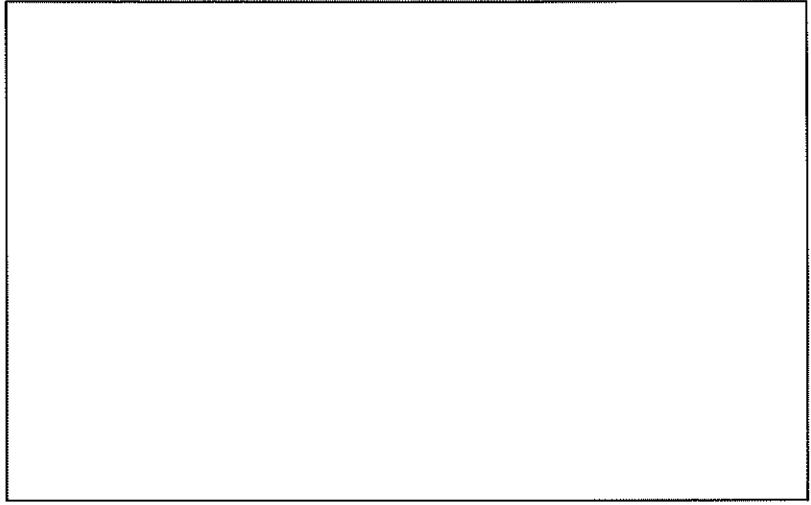
- ア 営業所の案内図又は地図の写し
- イ 営業設備の構造を記載した図面（図面に営業設備の大要を記載しても可）
- ウ 法人にあっては登記事項証明書又は定款の写し（提示でも可）
- エ 水道水以外の水を使用する場合には、水質検査証明書（提示でも可）

継続許可の場合

- 営業許可証（提示でも可）

屋号: \_\_\_\_\_

- 1 営業所の案内図又は地図    2 営業設備の構造を記載した図面



3 施設の概要

		適否
1 建物	<input type="checkbox"/> テント <input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> コンテナ <input type="checkbox"/> その他(        )	
2 面積	<input type="checkbox"/> 施設                      m <sup>2</sup>	
3 構造	<input type="checkbox"/> 屋根 <input type="checkbox"/> 側壁 <input type="checkbox"/> 背面	
4 採光	<input type="checkbox"/> 人工照明 <input type="checkbox"/> 自然光	
5 手洗設備	<input type="checkbox"/> 手洗い設備 <input type="checkbox"/> 消毒液	
6 洗浄設備	(必要に応じ) <input type="checkbox"/> 洗浄設備	
7 保管設備	<input type="checkbox"/> 食品用 <input type="checkbox"/> 器具容器用	
8 冷蔵設備	<input type="checkbox"/> 冷蔵庫 <input type="checkbox"/> 冷凍庫 <input type="checkbox"/> クーラーボックス <input type="checkbox"/> その他(        ) <input type="checkbox"/> 温度計	
9 使用水	<input type="checkbox"/> 水道水 <input type="checkbox"/> 飲用適の水(井戸水, その他        ) <input type="checkbox"/> 給水タンク( 40L) <input type="checkbox"/> 内容量確認可	
10 排水容器	<input type="checkbox"/> 排水容器	
11 廃棄物容器	<input type="checkbox"/> 蓋付き廃棄物容器	

4 取扱い食品名・調理方法等(下処理場所も含む)

(取扱い食品)
(調理方法)
(下処理場所)

5 備考

--

審査年月日    令和    年    月    日

審査員氏名

## 露店・屋台等における火災予防について

平成25年8月15日に発生した京都府福知山市の花火大会会場において、火災事故により死者3名負傷者56名を出す大変痛ましい事故が発生しました。この火災は、花火大会に出店した露店関係者が照明用の電源として置かれていた発電機へ燃料を補給する際に、ガソリン携行缶からガソリンが噴出し、露店で使用していた火気設備の火で引火し、火災に至ったものと考えられています。

この火災を受け、消防法施行令の一部改正が、平成25年12月27日行われました。改正に伴い対象火気器具等の取扱いに関する規定のほか、屋外における催しの防火管理体制の構築を図るため、大規模催しを主催するものに対して、防火担当者の選任、火災予防上必要な業務の計画の作成等を義務付けるものです。

### (1) 対象火気器具等を使用するすべての催しでの消火器の準備

対象火気器具等を祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合するすべての催しで使用する場合に、迅速な初期消火作業と被害拡大防止の観点から、露店、屋台その他これらに類するものに「消火器の準備」を義務付けます。

※1 「対象火気器具等」とは、コンロなど火を使用する器具またはその使用に際し火災の発生のおそれがある次の1～4の器具のことをいいます。

- 1 気体燃料を使用する器具（ガスコンロ・ガストーブなど）
- 2 液体燃料を使用する器具（自家発電機・石油ストーブなど）
- 3 固体燃料を使用する器具（薪ストーブ・バーベキューコンロ・七厘など）
- 4 電気を熱源とする器具（電気コンロ・電子レンジ・電気ストーブなど）

※2 「すべての催し」とは、運動会やPTAなどの学校行事、自治会など地域社会が行う祭りなどの一定の社会的広がりを持つものが含まれます。したがって、近親者によるバーベキューや花見など個人的な行事は対象外となります。

沖永良部与論地区広域事務組合  
消 防 本 部 ・ 予 防 係  
TEL0997-93-0119